○金融庁、農林水産省
一八　農林中央金庫法の施行に関し定める件等の一部を改正する告示　三〇　218　四六
○消費者庁
一〇　適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件　八　二
一一　特定適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件　八　二
○消費者庁、国土交通省
一　日本住宅性能表示基準の一部を改正する件　一　197　八
○こども家庭庁
五　児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係告示の整備に関する告示　三〇　218　三九
六　内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の九第一号の規定に基づきこども家庭庁長官の定める基準を廃止する告示　三〇　218　三六
七　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示　三〇　218　三六
○こども家庭庁、厚生労働省
六　こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件　一九　二
七　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示　二四　213　七
八　〃　三〇　218　三六
○デジタル庁
一一　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示　三〇　四
○デジタル庁、総務省
二七　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　三〇　五
二八　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　三〇　五
○総務省
三〇六　電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第五条第三項第一号に規定する総務大臣が告示する日を定める件　一　三
三〇七　電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件の一部を改正する件　一　197　一〇
三〇八　外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件　一　197　一一
三〇九　無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件　一　197　一二
三一〇　電波法施行規則第十五条の二第二項第一号の二及び第三号の二の表の下欄に規定する二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局及び三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域を定める件　一　197　一四
三一一　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　四　三
三一二　指定較正機関が較正の業務の一部を廃止する件　五　七
三一三　時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件　八　二
三一四　飛行場情報の通報を自動的に送信する無線局の運用に関する事項を定める件の一部を改正する件　一〇　204　一五
三一五　第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第二十二条第一項第四号に規定するその他総務大臣が告示する事由を定める件　一二　二
三一六　第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第二十四条第一項及び第二項の規定に基づき総務大臣が定める件　一二　二
三一七　特別とん譲与税法施行規則第二条の規定による令和七年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる開港所在市町村ごとの率を定める件　一二　三
三一八　夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件　一七　208　九
三一九　無線局であって、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として当該無線局の送信設備の設置場所又は移動範囲とすることができない地域を定める件の一部を改正する件　一八　二
三二〇　特定国外派遣組織を指定する件　一九　六
三二一　放送法施行規則第七十六条第五項第四号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件の一部を改正する件　一九　211　七二